

補正加算における傾斜配分について

専門委員

向田 孝義

仲谷 博明

傾斜配分方式の概要

薬価算定基準で定める所定の算式により、新規収載品の1日薬価に応じ、加算率をその0.5倍から1.5倍までの範囲内で補正（傾斜配分）する方式

例えば、内服薬、注射薬であれば、それぞれ300円、1500円を標準として、それより1日薬価が高ければ低い加算率に、低ければ高い加算率に補正される

傾斜配分の算式と具体例

内服薬・外用薬

〈算式〉 $\alpha = (A/100) \times (1.5A/A)^{\log(X/300)/\log(150/300)}$

〈具体例〉加算率5% (A=5) の場合；2.5%～7.5%の範囲内で補正



注射薬

〈算式〉 $\alpha = (A/100) \times (1.5A/A)^{\log(X/1500)/\log(750/1500)}$

〈具体例〉加算率5% (A=5) の場合；2.5%～7.5%の範囲内で補正

